

低圧電気取扱い業務に係る特別教育 開催案内

この教育は、低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務の必要資格を取得する国の法律（労働安全衛生法）に基づいた特別教育です。

1. 受講資格

満18才以上の者

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲 →締切	12月21日（火）	出雲市塩冶善行町2-2 （出雲建設会館）	40名	12月10日 （金）

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

	科目	時間
学科	《第1日》	
	受付	8:20～
	低圧の電気に関する基礎知識	8:50～9:50（1時間）
	低圧の電気設備に関する基礎知識	9:55～12:00（2時間）
	昼休憩	12:00～12:50（50分）
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	12:50～13:50（1時間）
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	13:55～16:00（2時間）
	関係法令	16:05～17:05（1時間）
実技	開閉器の操作の業務※	17:10～18:10（1時間）

※この教育では、「開閉器の操作の業務」のみを対象にしております。

4. 受講料・教材費(税込)

区分	受講料	教材費(※)	合計
全科目	9,000円	1,000円	10,000円

※建災防島根県支部会員は、教材費免除

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

①受講申込書

②年齢が確認できるもの(自動車免許証等)の写し

③受講料

(現金) 申込書等とあわせ窓口にてお支払いください。

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル(受講日変更や受講者変更を含む)については、申込締切日までは受付いたします。
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・修了者には、修了証を交付します。
- ・受講票は発行いたしません。
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

(実技の受講について)

保護帽(ヘルメット)、作業服、安全靴等の準備もお願いいたします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004